

五所川原市と大塚製薬株式会社との包括連携協定書

五所川原市（以下「甲」という。）と大塚製薬株式会社（仙台支店取扱い：以下「乙」という。）は、五所川原市民（以下「市民」という。）の健康増進、災害対策等に関して、相互に連携・協力して取り組むため、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に連携・協力して市民の健康増進、災害対策の推進等を図り、もって市民サービスの向上に寄与することを目的とする。

（連携・協力分野等）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる分野について連携・協力する。

- (1) 健康長寿を目指した健康増進に関すること。
 - (2) 熱中症対策に関すること。
 - (3) スポーツ振興に関すること。
 - (4) 防災・減災に関すること。
 - (5) その他市民サービスの向上に関すること。
- 2 前項の連携・協力の実施時期、実施方法等の具体的な事項については、甲乙協議の上、別途定める。
- 3 甲と乙は、第1項各号に定める事項を効果的に推進するため、随時、情報交換を行うものとする。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、前条第1項の連携・協力の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏洩してはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに甲乙いずれからも本協定に関し特段の意思表示がないときは、本協定は更に同一条件で1年間更新され、以後も同様とする。

（変更及び解除）

第5条 甲又は乙が本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、甲乙協議の上、本協定の変更又は解除を行うことができるものとする。

（疑義の解決）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両者が署名の上、各自その1通を保有する。

令和3年7月26日

甲 青森県五所川原市字布屋町4-1番地1

五所川原市長 佐々木孝昌

乙 宮城県仙台市宮城野区榴岡三丁目4番1号

大塚製薬株式会社 仙台支店

支店長 迫上智博